

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
	千円	人
税 印 押 な つ (第9条関係)	2,005	90
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	222,589	378
書 式 表 示 (第11条関係)	1,451,022	4,280
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	1,335,331	16
計	3,010,947	4,764
充 当 税 額	3,152	-
差 引 計	3,007,795	-
加 算 税		
{ 過 少 申 告	1,569	-
{ 無 申 告	85	-
{ 重	-	-
過 怠 税 額	40,284	435
還 付 金 額	39,854	-
印紙税納付計器 { 設 置 者 数		127 人
{ 設 置 台 数		160 台

調査対象：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税印押なつ	印紙税納付計器の使用によるもの	書式表示	預金通帳の一定時納付によるもの	合 計	納 税 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成3年度	4,745	305,573	1,266,962	1,317,057	2,894,337	3,985
" 4 "	4,927	290,469	1,161,296	1,330,504	2,787,196	4,400
" 5 "	2,686	341,757	1,221,303	1,384,018	2,949,764	4,711
" 6 "	3,688	303,311	1,324,869	1,424,824	3,056,691	4,902
" 7 "	5,409	318,392	1,319,497	1,420,388	3,063,688	5,064
" 8 "	3,039	291,461	1,323,943	1,375,964	2,994,407	4,997
" 9 "	2,265	253,511	1,403,026	1,378,619	3,037,421	5,023
" 10 "	1,841	239,748	1,426,978	1,376,220	3,044,787	4,977
" 11 "	1,910	223,491	1,439,854	1,361,867	3,027,122	4,945
" 12 "	2,005	222,589	1,451,022	1,335,331	3,010,947	4,764

(注) 1 印紙税の納付 印紙税は、収入印紙のちょう付を原則とするが、一時に多数の課税物件を作成する等の場合には手数料を省く為、現金による納付が認められている。

2 税印押なつ 証書等を作成しようとする場合に、所定の税務署に税額に相当する現金を納付し、税印押なつ請求書を提出し、税務署備付の税印押なつ機により証書等に税印の押なつを受けることである。

3 書式表示 株券、社債券等のように一時に多数の作成を要し、発行数が判然としており、かつ、証書等の様式が一定して使用の目的が明らかであり、他に流用の余地がないなど、取締上支障がないと認められる証書等については、所轄税務署長に申請して承認を受け、税額に相当する現金を納付し、その証書等に定められた書式による表示をする。